

意見書

平成 22 年 10 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検証項目	意見
【総論】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の IP 化・ブロードバンド化の進展により、通信インフラの中心は旧来のメタルから光ファイバへと移行していますが、この流れの中で東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)がアクセス網をはじめとするボトルネック設備を保有していることにより、NTT グループのドミナンス性はさらに強まり、あたかも独占回帰の様相を呈しています。 ・ 現に、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)における NTT グループのシェアは、2010 年 3 月末で 74.4%※1 まで上昇しており、これに加えて NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)はボトルネック性を有するアクセス回線と一体的に構築されていることから NTT 東西殿の独占化拡大傾向が見込まれます。 ・ さらに NTT 東西殿は、NTT-NGN をはじめとして、地域電気通信業務の枠を超えた活用業務によるサービス展開、サービス拡大を図っており、業務範囲規制が有効に機能していない状況です。 ・ これらの傾向が今後も継続していけば、早晩、ブロードバンド市場をはじめとする電気通信市場の健全な競争は完全に機能不全に陥ることは間違いなく、サービスの多様化・料金の低廉化の実現に悪影響を及ぼす懸念が非常に大きいと考えます。 ・ また、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿を中心とした NTT グループの一体経営や、NTT グループによる排他的サービスの提供等が当然の如く横行することで、NTT 再編の趣旨が形骸化している状況です。このような状況下で NTT グループの規制緩和を求める主張を認めるようなことがあれば、公正競争市場のゆがみは著しいものとなり消費者利便に悪影響を与え、今まで推進されてきた競争政

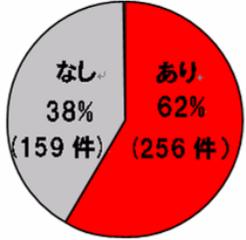
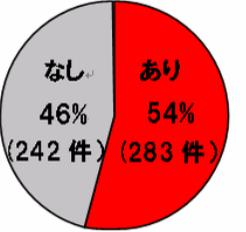
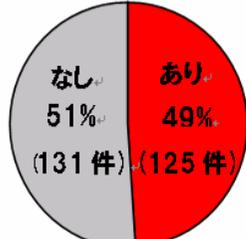
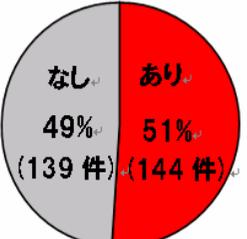
検証項目	意見	
		<p>策の成果が水泡に帰す恐れがあると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、「公正競争確保」を目的とした本制度の運用において、総務省殿は、NTT 東西殿が県域等子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せられている規制を回避している疑いのある事例についても問題の本質を注視せず、電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律といった現行法令をもとに形式的に判断するにとどまっている状況です。 ・ 本制度については、競争阻害事例に対する挙証責任を競争事業者のみに負わせるといった運用上の限界や、NTT 東西殿に対するその違反事案の防止に向けた周知徹底と報告にとどまる形式的な行政指導といった結果から見ても、公正競争環境の実現に向けて十分な効果を上げていないことも事実です。 ・ 従って、今年度の本制度に関する運用においては、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施等、運用面の改善に加え、現行制度そのものの妥当性や実効性を検証した上で、現実に即した新たなルール整備を伴う効果的な指導がなされることが必要です。 ・ なお、本制度の妥当性、実効性を検証するうえでひとつの材料となるのが、昨年11月に発覚したNTT西日本殿における情報漏洩事件です。この問題は、これまでも本制度において競争事業者が何度となく、指摘していた問題が明らかになったものです。2008年2月18日にNTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からは適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、実際にはその対応が有名無実であったと言わざるを得ません。総務省殿においては、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているというNTT 東西殿の組織構造上の問題であることを認識いただく必要があると考えます。 ・ 従って、上記の問題を抜本的に解決するために、総務省殿は、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)等において、NTTの組織の在り方に踏み込んだ議論を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)に対する弊社共意見書(2009年7月31日)」において述べた、NTTグループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の

検証項目			意見	
				<p>分離」の「4つの分離」等、抜本的な措置を実現すべきと考えます。</p> <p>※1 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(2009年度第4四半期(3月末))(2010年7月6日)</p> <p>以上を踏まえた上で、以下に、本制度の検証項目に関する弊社共意見としてそれぞれの問題事例に対して講ずべき対策等について詳述します。</p>
1 指 定電 気通 信設 備制 度 に 関 する 検 証	(1) 第一種 指定電気通 信設備に関 する検証	ア 指 定要 件に 関 する 検 証		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備の指定に当たりネガティブリスト方式を採用し、また端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに行う現行方式については、本制度の検証において示されている以下の考え方について、これまでの検証においても、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされているところです。 <ul style="list-style-type: none"> - ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 - メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 ・ 今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法と併せて、現行方式を維持

検証項目		意見			
					<p>すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、この点に対し NTT 東西殿は、自身の迅速なサービス提供ができないことを理由にポジティブリスト方式の採用を主張していますが、この方式は競争事業者がボトルネック設備を利用したサービス提供を迅速に行えない結果を招くことから NTT 東西殿のより一層の独占化につながり、公正競争環境確保の観点から認められません。
	イ 指定の対象に関する検証				<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、ボトルネック性を有している状況に変化がない限り、議論の余地なく、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。 ・ 地域 IP 網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況があること、また NTT-NGN、光 IP 電話用ルータについては、フレツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により、NTT 東西殿の市場シェアが拡大していることから、第一種指定電気通信設備としての指定を廃止するという選択肢自体が存在する状況にはないと考えます。
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証				<ul style="list-style-type: none"> ・ アンバンドルの在り方については、「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」との原則が示されています。 ・ この原則にもとづくアンバンドルにより、ADSL等の安価で消費者ニーズに即した多様なサービスが実現され、事業者間の競争を通じてブロードバンドの普及、消費者利便性の向上に貢献してきましたが、現在、NTT-NGNを中心にアンバンドル化が不十分な点が多数あり、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月末で約74.4%と極めて強い独占状態にあり、光IP電話も同様に約68.8%シェアを得ている等、極めて独占性が高く既に今までの競争政策の成果が水泡に帰したといっても過言ではない状況です^{※2}。

検証項目			意見	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、総務省殿においては、公正競争環境の実現に向けて以下に掲げる項目について早急にアンバンドル化を図るべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 收容局に設置されている NTT-NGN 用の收容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル - 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でのアンバンドル - ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル) - 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端において WDM を対向して設置している区間についても、WDM アンバンドル区間の対象とすべき) - 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話收容装置のアンバンドル ・ また、ドミナント規制の見直し議論の結果如何を問わず、ボトルネック設備を有する事業者とその他の事業者の同等性という公正競争の要であるアンバンドル規制の維持は必要不可欠です。 <p>※2 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(2009年度第4四半期(3月末))(2010年7月6日)</p>

検証項目			意見		
(3) 禁止 行為 に 関 する 検 証	3-1) 指定 電気 通信 設備 に係 る禁 止行 為に 関す る検 証	イ 禁 止 行 為 規 制 の 運 用 状 況 に 関 する 検 証	接続に 関して 知りえ た情報 の目的 外利用	116にお けるフレ ッツ勧誘	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の 116 窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとにし、利用 ADSL 事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業について、当該行為が行われることのないよう2007年度、2008年度の検証において、NTT 東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請されその履行状況の報告を求めるとする措置が行われたところです。 しかしながら、弊社共にて実施したアンケートによると、上述の行為に関する事例は昨年度とほぼ同じ傾向を示しています。総務省殿のこれまでの対応は不十分であり、その結果、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占化に拍車をかけている現状は極めて問題であり、直ちに是正を行う必要があると考えます。 具体的には、総務省殿において、指導後の違反事例について罰則を課す等、より実効性のある指導を行うと共に、116 窓口とフレッツサービス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTT グループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置を併せて対策として実施すべきと考えます。当該問題が放置された結果、NTT グループの独占の進行による市場支配力の拡大に、歯止めをかけることができなければ、総務省殿は規制機関としての信頼を勝ち取ることができないものと考えます。 <p>(弊社共実施のアンケート)</p> <p>116における回線移設手続き時の利用ADSL事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果</p> <p>①利用ADSL事業者の案内 (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTT116番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL事業者まで連絡するようという案内が、NTTからありましたか？</p>

検証項目				意見	
				<p style="text-align: center;">2009 年度</p>  <p style="text-align: center;">2010 年度</p>  <p>②具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内（対象:①で「利用ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方） Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内がNTT116番担当者の方からありましたか？</p> <p style="text-align: center;">2009 年度</p>  <p style="text-align: center;">2010 年度</p>  <p>③フレッツ勧誘有無（対象:全アンケート回答者対象） Q:NTTが提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか？</p>	

検証項目				意見	
				<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>2009 年度</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2010 年度</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>調査期間: 2010年6月中旬～2010年6月下旬 調査方法: Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 回答総数: 525件</p> </div>	
			NTT 東・西 殿 による FTTH 販売 等に 係る 接続 関連 情報の 利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本問題に関しては、総務省殿より、2008 年 2 月 18 日に NTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からも適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、その後も、競争事業者から本問題事例が発生していることが繰り返し指摘されてきたところです。 ・ このような状況において、昨年 11 月 18 日に報道発表された NTT 西日本殿における情報漏洩事件※4(以下、「本件」という。)が発生したことは、総務省殿が、NTT 東西殿からの報告を鵜呑みにして、的確な予防措置を講じなかったことも一因であり、その結果、接続事業者への影響だけでなく、不正に情報を流出された顧客に対しても、影響が発生した事実を総務省殿は強く認識すべきです。 ・ 本件に対しては、総務省殿は、本年 2 月 4 日に業務改善命令を行い、NTT 西日本殿からの業務改善計画、NTT 東日本殿からの実施計画の提出及び、その対応状況報告を要請しているところではありますが、この対応は NTT 東西殿の報告を鵜呑みとするこれまでの対応と大差がなく、同様の問題が再発すると考えられるため、総務省殿においては、より踏み込んだ対策を行うべきと考えます。 	

検証項目				意見	
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、NTT 東西殿は、本件に関して、「問題が発生したプロセス」、「昨年 11 月には対象データが存在しないと報告したにも関わらず本年 6 月に対象データが突如発見された理由」、「対象データの内容」、及び「本年 8 月末に完了した外部機関による検証結果」等、利害関係者である接続事業者に対して当然に説明されるべき事項に関しても、十分な説明を行っていない状況にあり、接続事業者としては、NTT 東西殿の講じられた対策が十分なものかどうかを検証できる状況にはありません。総務省殿においては、まず、NTT 東西殿にて、説明責任を果たすことを強く要請いただくべきと考えます。また、そのうえで、NTT 東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、適正性が担保されるような仕組みの導入を推進すべきと考えます。 ・ しかしながら、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題であることは明白であり、上記対応だけでは、抜本的な解決には至らないものと考えます。従って、総務省殿においては、顧客への悪影響の回避、及び公正競争環境の確保を行うために、タスクフォースにおける議論等を通じて、NTT 東西殿組織の構造分離を推進し、抜本的な解決を図るべきと考えます。 <p>※3 NTT 西日本殿 HP(2009 年 11 月 18 日)<http://www.ntt-west.co.jp/news/0911/091118a.html></p>

検証項目				意見	
			<p>自己の 関係事 業者の サービ スを排 他的に 組み合 わせた 割引サ ービス の提供</p>	<p>ドコモシ ョップに おけるB フレッツ 販売</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共は過年度の本制度の意見において、一部のドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等による値引きの実態について指摘しておりますが、依然として、このような状況が継続しています。 ・ この点について、総務省殿は、2009 年度の本制度の運用に関する意見及びその考え方において、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとの考え方を示していますが、これは実態に即したものになっていないと考えます。 ・ ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿の製品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多くのユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、NTT グループ以外の事業者のサービス契約を目的に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられません。このような状況を踏まえると、ドコモショップは NTTドコモ殿の一部とみなすべきであり、代理店が運営する店舗での行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在するものと考えます。 ・ 従って、総務省殿は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（以下、「共同ガイドライン」という。）」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォールの確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせでのセット割引の禁止措置を早急 to 実施すべきと考えます。
			<p>子会社 を通じ た脱法</p>	<p>NTT 東 西 殿 へ の 規 制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共調べによると、県域等子会社が運営する一部の販売店において、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為が依然として散見されますが、^{※5}これは子会社を介した実質的な NTT 東西殿と NTTドコモ殿の一体営業に他なりません。

検証項目				意見	
			<p>的な共同営業</p> <p>の子会社への適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ このような県域等子会社を通じた排他的な一体営業等の実態については、これまでも各接続事業者から指摘されてきたところであり、総務省殿の考え方においても公正競争阻害の恐れが指摘されているところ です。 ・ しかしながら、これまでに総務省殿から出された指導は、NTT 東西殿と県域等子会社の役員人事兼務の報告を行うことにとどまるものであり、さらに 3 年連続して指導が出されているにもかかわらず、今に至るまでなんら事態の改善につながっていないことに鑑みれば、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できないことは明らかです。 ・ 一方で、当該問題は、タスクフォース「光の道」ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）において、取り挙げられ、県域等子会社の規制の在り方等について議論が行われているところです。ワーキンググループで議論を尽くし、NTT 東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることは当然のこと、ドミナント規制の在り方の見直し議論が行われる中で電気通信事業法第 31 条等を見直すことで、県域等子会社にも NTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用すべきと考えます。 	<p>※4 県域等子会社のホームページ上で、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売している旨を掲載</p> <p>NTT-西日本-東海< http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/index.html></p> <p>NTT-西日本-中国< http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html></p>

検証項目				意見	
			一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉（ISPに対する差別的取扱い）	OCN の優先的取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が依然として行われています。 これら事案が、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと考えます。 仮に代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。総務省殿においては、十分な検証を行わず NTT 西日本殿の情報漏洩問題を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識の上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。 具体的には、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿は、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行わないのであれば、市場における問題の放置に他ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることはできないものと考えます。

検証項目				意見	
				NTTファイナンス殿を介した優先的取扱い	<p>< NTT グループカードによるセット割引 ></p> <ul style="list-style-type: none"> NTT持株殿傘下 (NTT持株殿91.1%所有) の、NTTファイナンス株式会社 (以下、「NTTファイナンス」という。) 殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについて、共同ガイドラインで禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当する恐れがあることを過年度の弊社共の意見で指摘しているところです。 同サービスの対象であるNTTグループ外の企業は、大手ISP2社 (NECビッグロブ株式会社殿及びニフティ株式会社殿) に過ぎず、昨年度の時点から当該サービスの対象企業に変化はなく、実質的な一部の電気通信事業者に対する優先的取扱いが解消されたとはいえません。 このような状況を黙認することは、NTTグループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTTグループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTTグループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、禁止行為規制の本来の趣旨や、共同ガイドラインに規定する「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の禁止を厳格に運用する観点から、関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、即時に「おまとめキャッシュバック」のサービス提供を禁止する等の措置を講じるとともに、NTT持株殿の子会社・関連会社に対し、NTTグループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置を講じることが必要と考えます。 <p>< NTT ファイナンスによる一括請求 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 本年6月1日に、NTTファイナンス殿がNTTグループ企業の料金一括徴収サービスを開始する旨が日本経済新聞より報じられました。 現状では、NTTファイナンス殿及びNTTグループ企業からは当該サービスの開始について正式発表されていませんが、固定ユーザ約6500万、移動体ユーザ約5600万という契約数^{*6}をもとにNTTファイナンス殿が料金一括徴収サービスを開始すれば、巨大なアドバンテージを持ったファイナンス企業が誕生するこ

検証項目				意見	
					<p>ととなり、クレジットカードや料金徴収に関する市場において、大変な脅威となることが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT ファイナンスについて、独占禁止法上の問題が生じないか、公正取引委員会が監視する必要がある一方、総務省殿においては、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿等が NTT ファイナンス殿を中核として、脱法的に排他的な割引サービス提供等のグループ連携を行わせないよう、未然の防止や監視等の措置を講じる必要があると考えます。 <p>※5 NTT グループ HP(2010年3月末データ) < http://www.NTT.co.jp/ir/fin/subscriber.html ></p> <p>固定は加入電話、INS ネット、フレッツ ADSL、フレッツ光、ひかり電話契約数の合計値、移動体は携帯電話契約数。</p>
			8 分岐 単 位 接 続 に 係 る 問 題		<ul style="list-style-type: none"> FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月末で74.4%^{※6}と更なる独占化傾向を示しています。 このような傾向が継続するなかメタルから光ファイバへのマイグレーションが進行しており、メタル回線数の減少等によりレガシー系サービスの接続料は上昇傾向を示していますが、NTT東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、8分岐単位での光ファイバの貸出し等の公正競争上の問題のため光サービスへの新規参入が阻害されています。 このため、自前の設備を持たない競争事業者は、光サービスに参入できない一方で、接続料が上昇傾向のレガシー系サービスに取り残される状況となっており、既存事業者の市場退出の可能性すらも懸念されている状況です。このような状況を放置した場合、競争環境の後退、延いては利用者料金への影響等、消費者利便の低下を誘引させる恐れがあり、当該状況を早急に是正し、FTTH市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。 なお、イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社ビック東海、ソフトバンク BB 株式会社の5社は、NTT 東日本殿の商用設備環境を再現しての OSU 共用実験に成功^{※7}して

検証項目				意見	
					<p>おり、技術的にも運用面でも問題なく、分岐端末回線毎の貸出しが実現可能であることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿においては、これ以上公正競争環境を後退させないためにも、技術面・運用面からも実現可能な具体策である分岐端末回線あたりの接続料設定等、公正競争上の問題の解消に向けた必要な措置を迅速に講じるべきと考えます。 <p>※6 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（2009年度第4四半期(3月末)）(2010年7月6日)より</p> <p>※7 FTTH サービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ～複数事業者による NTT 仕様 OSU 共用の検証結果～(2010年3月10日)</p>
	3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	特定関係事業者制度の形骸化	NTTドコモ殿等の追加		<ul style="list-style-type: none"> 特定関係事業者の範囲を検討するに当たり、総務省殿は昨年度、以下のような考え方を示しています。 「一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。」 ここ2、3年における営業部門の統合やNTTファイナンス殿による一括請求等、NTTグループ会社間の連携が加速的に進展している環境変化が、NTT再編の趣旨の形骸化につながることは明らかであり、「一昨年度の検証結果を変更する特段の事情」に十分値するものと考えます。 従って、総務省殿においては、業務の連携等を図るグループ会社等が増大している点も踏まえて、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデータ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社やNTTファイナンス殿等といった非電気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考えます。
2 日 本 電	(1) 検証の対象	NTTブランドの優位性			<ul style="list-style-type: none"> NTTグループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMCの展開や上位レイヤへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力

検証項目		意見	
信 電 話 株 式 会 社 等 に 係 る 公 正 競 争 要 件 の 検 証			<p>の相乗的効果により、競争環境への影響度合いが増すことが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTTブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるにとどまっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。 ・ タスクフォース等でNTT組織の在り方について検討されている現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることは重要であり、特にNTT東西殿の県域等子会社である「NTT-●●」といった社名が公正競争上に与える影響等の分析をする必要があると考えます。歴史的成り立ち等に起因し、消費者にとって「NTT」ブランドは優位性をもつものと見受けられるため、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。

検証項目		意見
	NTT グループ内 人事交流に係る 実質的な一体経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループ内の人事交流については、ここ数年頻繁に行われていることが見受けられます。単なる人事交流にとどまるものではなく、グループ一体化を推進するための要素として、またグループ全体の競争力強化の要素として、NTT 持株殿を中心に戦略的に人材配置が行われている節も見受けられます。 ・ 本件については、これまでの検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされていますが、守秘義務遵守の誓約書を提出さえすれば、NTT グループ会社間での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙的に認めることは、グループの連携強化を後押しするものにほかならず、NTT グループと競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。 ・ 従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 ・ 加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。
	地域会社と長距離会社の営業業務集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の本制度の意見において、弊社共が指摘してきたところですが、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿による共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)は継続的に行われている状況です。 ・ 総務省殿においては、NTT東西殿の法人営業をNTTコミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTTコミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、これでは全ての顧客情報がNTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助長する要因となり

検証項目		意見	
			<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> このような状況を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)の改正等によりNTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。
3 その他	業務範囲規制の形骸化		<ul style="list-style-type: none"> NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」との規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。 しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービス、NTT-NGN 上のサービスを実質的に主要業務として拡大させることで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたすばかりでなく、NTT 東西殿の業務範囲規制自体の形骸化を招く結果となっています。 NTT 再編の趣旨を踏まえれば、上述のとおり NTT 東西殿の業務範囲は地域電気通信事業に限定されるべきであり、業務範囲規制の形骸化を解消し、公正競争環境を促進するためにも NTT 東西殿の構造分離が必要不可欠と考えられます。従って、このような観点からも十分な議論を行い、早急に構造分離を実現すべきです。

検証項目	意見
NTT コミュニケーションズ殿による NTT 東西殿顧客 情報の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共のユーザより「NTT コミュニケーションズ殿のサービス利用実績がないにもかかわらず、NTT コミュニケーションズ殿の担当者から自身の加入者情報を元に営業活動を受けた。情報の入手経路を問いただしたところ、NTT 再編の際に当該個人情報について承継したため、把握しており、それをを用いて営業している旨の説明を受けた」といった事例が毎年報告されています。 ・ NTTコミュニケーションズ殿が、NTT再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報を利用し、プラチナライン等のアウトバウンド営業を行うことは、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)を潜脱するものと考えられ、競争事業者に比して極めて有利な立場で営業を行えるものであり、決して認められない行為です。 ・ 総務省殿においては、注視するとして当該状況を放置するのではなく、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態の調査を行うとともに、マイラインサービスでNTT コミュニケーションズ殿のサービスを利用していない顧客の情報を廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。

以上